# 17. 輸出貨物船積料

(平成26年4月1日届出・実施)

#### I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物 (個品運送貨物に限る。) の上屋入れより本船船側までの港湾 運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

# Ⅱ. 料金の種類及び適用方

- 1. 基本料金
- (1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合(A)

1トンにつき 単位円)

	品目			分担金等	はしけ内荷捌料金	合計
ユニタイズ	パレタイズ貨物		4, 701. 00	18. 75	66.00	4, 785. 75
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの)		4, 306. 00	18. 75	133. 00	4, 457. 75
包装品	カートンケース	雑貨類 機械類(1個当り5トン未満のもの)	6, 060. 00	18. 75	133.00	6, 211. 75
	クレート	機械類(1個当り5トン以上のもの)	5, 596. 00	18. 75	133. 00	5, 747. 75

- (注)(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
  - (2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内 荷捌料金を申し受けます。
- (2) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合(E)

(1トンにつき 単位円)

品目	船積料金	分担金等	合計
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 520. 00	10. 50	5, 530. 50
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれら に類似した作業能率のもの	5, 480. 00	10. 50	5, 490. 50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械 類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作 業能率のもの	4, 632. 00	10.50	4, 642. 50

- (注)(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下消費税法等に基づく税率 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
  - (2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ 作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費 を申し受けます。

# (3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合 輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業
- ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合 輸出貨物を上屋 (コンテナフレートステーションを含む) 戸前で受け、バンニングの 上CYへ移送するまでの作業

# (4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

## 3. 分担金等

区分		金額		
		上屋入れより	上屋入れより	
		はしけ取り・本船積の場合	バンニングの上CY渡しの場合	
(1)	港湾福利分担金	9円20銭	4円80銭	
(2)	港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	
(3)	労働安定基金	8円05銭	4円20銭	

#### 4. 消費税の加算

- (1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 5. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

#### 6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、 当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれ ぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
  - ① 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
  - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
  - ③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
  - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り決め 又は、慣習によります。